

ゆうらいふ訪問入浴サービス

「障害者（児）訪問入浴サービス事業」

重要事項説明書

令和7年7月1日適用

当事業所は、契約者に対して、訪問入浴介護サービスの提供にあたり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1 経営法人（事業者）

- 1) 法人名 社会福祉法人涌谷町社会福祉協議会
- 2) 法人所在地 遠田郡涌谷町涌谷字新下町浦 192 番地（涌谷町高齢者福祉複合施設内）
- 3) 代表者氏名 会長 都築 光一

2 事業所の概要

- 1) 種類
介護保険法 ①指定訪問入浴介護事業所・平成15年4月1日 第0473100329号
②指定介護予防訪問入浴介護事業所・平成18年4月1日第0473100329号
障害者（児）訪問入浴サービス事業（事業受託市町村：涌谷町、大崎市、登米市）
- 2) 名称 ゆうらいふ訪問入浴サービス
- 3) 所在地 遠田郡涌谷町涌谷字新下町浦 192 番地（涌谷町高齢者福祉複合施設内）
- 4) 電話 0229-43-6661 FAX0229-43-6670
- 5) 管理者 大槻 裕子
- 6) 開設年月日 平成15年5月1日

3 運営方針

事業所の訪問入浴介護員等は、関係市町村、保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとします。

4 主な職員の配置状況（※職員の配置については、指定基準を遵守しています。）

職種	常勤		非常勤 (登録)	令和7年7月1日現在
	専従	兼務		
管理者		1		他事業所（ホームヘルプ）管理者兼務
看護職員		2	1	
訪問入浴介護員（介護職員）		3	1	他事業所（ホームヘルプ）兼務

※ゆうらいふ訪問入浴サービスの職員は、併設するゆうらいふ各事業所との連携を図るため、臨機に応じ業務上の兼務をすることがあります。

5 営業日及び営業時間

- (1) 営業日 月曜日から金曜日
- (2) 受付時間 月曜日から金曜日 午前8時30分～午後5時
- (3) サービス提供時間 午前8時45分から午後5時15分まで

6 提供するサービスの内容

- 1) 訪問入浴介護計画に基づきサービスの提供をいたします。
- 2) サービスの提供は、専用の訪問入浴車（2台）の浴槽を提供して行います。
- 3) サービスの提供は、1回の訪問につき、看護職員1人及び訪問入浴介護員2人をもって行います。
- 4) サービスの提供は、物品の搬入から設置、入浴の介助にかかる行為、片付けまでの一連の行為を1時間以内とさせて頂きます。

7 サービス利用に関する留意事項

1) サービス提供を行う訪問入浴介護員等

- ①サービス提供にあたっては、複数の訪問入浴介護員等が交替でサービスを提供します。
- ②サービスの提供にあたる訪問入浴介護員等について、利用者から特定の訪問入浴介護員等の指名はできません。

2) サービス実施時の留意事項

①心身の状況に応じたサービスの提供

利用者はサービスの提供を受けるに当たっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態、入浴前の食事摂取の状況等を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるように留意する。

②定められた業務以外の禁止

利用者サービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

③サービスの実施に関する指示・命令

サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。ただし、事業者はサービスの実施にあたって利用者の事情・意向等に十分配慮するものとします。

④備品等の使用

サービスの実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問入浴介護員等が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

3) 利用の中止・変更等

利用者は、サービスの利用を中止又は変更する場合には、利用者はサービス実施日の前日まで申し出るものとします。中止等を行った場合は、担当の計画指導相談員にその旨を連絡するものとします。

4) サービス内容の変更

サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容に応じたサービス利用料金を請求します。

5) 訪問入浴介護員等の禁止行為

訪問入浴介護員等は、利用者に対する訪問入浴介護サービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- | |
|--------------------------|
| ① 利用者もしくはその家族からの物品の授受 |
| ② 利用者の家族等に対する訪問介護サービスの提供 |
| ③ その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為 |

8 緊急時及び事故発生の対応

サービス実施中に利用者の病状に急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告します。

9 身体拘束防止に関する事項

利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 1) 身体拘束のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底します。
- 2) その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、利用者又はご家族から同意を得ます。
- 3) 身体拘束等の定期成果の為の指針を整備し従業者に対し、虐待防止のための研修会を定期的に開催します。

10 虐待防止に関する事項

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- 2) 虐待防止のための指針を整備しています。
- 3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- 4) 上記に掲げる措置を適切に実施するための責任者を設置（管理者）しています。
- 5) 成年後見制度の利用を支援します。
- 6) 苦情解決体制を整備しています。
- 7) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

11 感染症や災害への対応力向上について

感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画となります。

- 1) 感染症や災害に係る事業所ごとの業務継続計画（平時からの備え、初動対応、感染拡大防止体制の確立等）を従業員に周知します。
- 2) 従業員に対し、研修や訓練を実施します。
- 3) 適切に実施するための担当者を置きます。

12 守秘義務等について

- 1) 事業者、従業員は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、本契約終了した後も継続します。
- 2) 前項にかかわらず、利用者に係るサービス担当者会議等での利用など正当な理由がある場合には、事前の同意を文書により得た上で、利用者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。個人情報の取り扱いについては、事業者が定める個人情報保護に関する基本方針並びに個人情報保護法等関係法令等遵守し、慎重に取り扱うものとします。

13 損害賠償について

事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその賠償をいたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。

14 利用料金について

サービスの提供に要する費用については、市町村が支給する額の規定によるものとします。

15 苦情の対応について

1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口　涌谷町社会福祉協議会（ゆうらいふ）

電話番号　0229-43-6661

担当者　在宅介護課 課長 関 谷 真理

○受付時間　毎週月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時まで

2) 行政機関その他苦情受付機関

涌谷町健康福祉課	所在地　遠田郡涌谷町涌谷字中江南 278 (涌谷町民医療福祉センター) 電話 0229-43-5111 (代表)
福祉サービスに利用に関する運営適正化委員会	所在地　仙台市青葉区本町 3-7-4 (宮城県社会福祉協議会) 電話 022-716-9674

ゆうらいふ訪問入浴サービスの提供の開始に際しては、本書面の通りです。

令和　年　月　日

事業者　所在地　宮城県遠田郡涌谷町涌谷字新下町浦 192
名　称　社会福祉法人涌谷町社会福祉協議会

代表者名　会長　都築光一　印

説明同意欄		捺印
説明者	ゆうらいふ訪問入浴サービス <u>氏名</u>	
同意者	利用者（同意者） <u>氏名</u>	